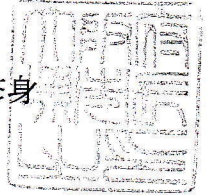




堺消生セ第509号
平成26年7月28日

堺市消費生活審議会 会長 様

堺市長 竹山 修身



第2期堺市消費者基本計画について（諮問）

堺市消費生活条例第9条第3項の規定に基づき、下記の事項について諮問いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

記

1 諮問事項

第2期堺市消費者基本計画について

2 諮問理由

近年、規制緩和や高度情報化、国際化の進展等により、商品・サービスや取引形態はますます複雑・多様化しており、また、詐欺的商法等の新たな悪質商法が次々に発生していること等から、これまで以上に消費者被害に陥るリスクが高まっています。

本市では、現在、第1期堺市消費者基本計画に基づき、市民の安全・安心な消費生活を実現するための取組を推進しています。第1期基本計画は平成27年度までを計画期間としています。これまでの進捗状況等を踏まえ、計画期間終了後を対象とする新たな第2期基本計画の策定に向けた検討を行う必要があります。

また、平成24年12月には「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、市町村に対しては、消費者教育推進計画を策定し、区域内の消費者教育に関する施策を一層推進することが求められています。第2期基本計画は、この消費者教育推進計画を盛り込んだものとして策定することを考えています。

つきましては、以上の趣旨を踏まえ、第2次堺市消費者基本計画について、ご審議をお願いするものです。